

浜松市 令和 3 年度予算の編成方針

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済や市民生活に甚大な影響を受けつつも、地方創生に対する取り組みの着実な推進、充実・強化を目指し、第 2 期総合戦略に掲げた「若者がチャレンジできるまち」「子育て世代を全力で応援するまち」「持続可能で創造性あふれるまち」の 3 つの基本目標の達成に向けた施策に重点を置き、市政運営を進めているところである。

きたる令和 3 年度も、都市の将来像である「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」、未来の理想の姿「1 ダースの未来」の実現に向け、長期的な視野に立ち、戦略計画を核とした PDCA サイクルにより、諸施策の着実な推進を図る必要がある。

加えて、「デジタルファースト宣言」に基づく DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進、新型コロナウイルス感染症の拡大に端を発した「デュアルモード社会」への対応は喫緊の課題である。

こうしたことから、令和 3 年度の予算編成は、前例にとらわれることなく、時代のニーズを的確に捉え、各政策・事業、事務事業の廃止、見直し、選択と集中を徹底し、限られた財源を最大限有効に活用することで、中期財政計画に基づく持続可能な財政運営を確保しつつ、総合計画や総合戦略に基づく諸施策を積極的に推進していく。

1 財政見通し

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業収益は大幅な減少が続いている。雇用情勢は弱い動きで推移し、個人所得は減少している。海外経済も厳しく輸出入は減少している。今後も、感染症が内外経済に与える影響に十分注意が必要であり、先行きは不透明である。

こうした中、本市財政は、行財政改革への取り組みによる効果で、ストックにかかる財政指標は他の政令指定都市と比較して良好であるが、少子高齢化や保育・子育て環境の向上などに伴う社会保障施策関係経費の増大などにより、経常収支比率は悪化しており、財政の硬直化は大きな課題となっている。

令和3年度は、法人市民税をはじめとして市税の大幅な減収が避けられず、リーマンショック時を超える減収局面が懸念される一方、引き続き感染症対策やデジタル化推進などへの対応も必要である。

また、新清掃工場や新病院、文化・スポーツ施設等の大規模な公共建築物の整備更新、道路・橋りょう等の既存の社会資本の長寿命化や適正な維持管理、近年頻発する大型台風や豪雨による災害対応に要する経費の増加などにより、かつてなく厳しい財政運営となることが予想される。

2 予算編成の考え方

このような財政を取り巻く状況のもと、令和3年度は、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、将来に向けた規律ある財政を堅持していく。そのために、市税はもとより国庫補助負担金等も含め、より一層の歳入確保を徹底するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるため、歳出の重点化、事業の廃止、見直し、合理化、効率化によるメリハリの効いた予算案を作成する。

予算編成においては、時代のニーズに応じデジタル化やデュアルモードへの的確な対応を図るとともに、「事業確認シート」の活用により、政策効果の評価・見える化や廃止・見直しを徹底する。また、戦略計画2021の基本方針に則り、重点施策について積極的に取り組むものとする。

3 予算編成方法

令和3年度は、引き続き全件査定を実施する。各部局の要求にあたっては、すべての事業について廃止、見直しを徹底するものとする。

各部局においては「2 予算編成の考え方」を踏まえ、重点施策について事業展開の発展・拡充を図るなど、部局長の権限と責任のもとでマネジメント機能を発揮し、主体的かつ積極的に予算要求を行うものとする。

なお、既存事業の廃止や見直しにより捻出された財源については、捻出した部局の新規事業や重点事業へ優先的に配分するなど、削減努力を最大限考慮する。

4 予算要求における留意事項

令和3年度の財政運営は、かつてない厳しさが予想されることを念頭に、過去の予算編成における課題事項への対応を行うほか、以下について十分検討し、その結果を踏まえて予算要求を行うこと。

(1) 全体計画について

総合計画、総合戦略、戦略計画、行政経営推進プラン【総論】、公共施設等総合管理計画、中期財政計画等、市の方針を示した各計画の趣旨に沿って、予算要求を行うこと。

(2) 第2期浜松市“やらまいか”総合戦略について

総合戦略に関連する事業については、浜松市地方創生推進本部会議及び第2期浜松市“やらまいか”総合戦略推進会議での議論を踏まえ、適切かつ積極的に予算要求すること。

なお、事業立案に当たっては、地方創生推進交付金や地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）などの国による財政・税制支援措置の活用を積極的に検討すること。

(3) デジタル・マーケティングについて

事業の内容を伝える経費については、全体としてデジタル比率70%以上となることを目指すため、デジタルファースト宣言に掲げる「プロモーションのデジタルファースト（伝える戦略「3（制作）：6（伝達）：1（検証）」）」を踏まえ、予算要求すること。

具体的には、デジタル・スマートシティ推進事業本部が策定したデジタル・マーケティング戦略の骨子案である「デジタル活用で伝える・伝わる事業の組立に向けて」に基づき、事業の内容を伝える経費においては、デジタル予算比率仮説を踏まえたうえで、デジタル・マーケティングの視点を取り入れ、理想とされるサーロインの法則「3（制作）：6（伝達）：1（検証）」を念頭に検討すること。

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）にかかる施策の推進について

SDGsの達成に向け、SDGsのゴール、ターゲットを念頭に、予算要求すること。

(5) 事業の廃止及び見直しについて

厳しい財政状況を鑑み、すべての事業について廃止、見直しを徹底する

こと。なお、既存事業の廃止や見直しにより捻出された財源については、捻出した部局の新規事業や重点事業へ優先的に配分するなど、削減努力を最大限考慮する。

また、新たな投資的事業について予算要求する場合は、例年以上に必要性を精査すること。

さらに、令和2年8月17日発出の政策法務課経営推進担当課長通知「BPRの手法を活用した事業見直しの実施について」に基づく見直しも踏まえて、予算要求を行うこと。

なお、別途財政課より、部局別に「令和3年度当初予算要求に対する指摘・調整事項」を発出するため、その指摘内容や考え方について検討し、予算要求において、検討結果及び見直しの内容を示すこと。

(6) 効果の見える化、EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進について

すべての事業の必要性・効果の検証においては、各種統計やRESASなど客観的なデータを活用した分析を徹底し、費用対効果等について、数値を用いて見える化に努めること。

(7) 適正な人員配置について

予算要求においては、事業量に対する人的資源の配分について十分検討すること。

(8) 民間活力の導入について

すべての事業について、「浜松市民間活力の導入に関する基本方針」に基づき、民営化、協働事業化、業務委託等の手法による民間活力の導入を検討すること。検討にあたっては、政策法務課経営推進担当「官民連携推進窓口」やアセットマネジメント推進課「官民連携プラットフォーム」と連携し、「サウンディング型市場調査」「浜松市発案・提案型官民連携制度（やらまいか！民間発案・提案）」等の積極的な活用を図ること。

(9) 新たな資金調達手段、事業手法の活用について

企業協賛、商業広告、遊休資産の利活用、ネーミングライツ、ふるさと納税、クラウドファンディング、成果報酬型民間委託手法の一つであるSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）など、新たな資金調達の手法の積極的な活用を検討すること。

また、企業のCSR活動との連携やシェアリングエコノミーの普及など、これまでの事業手法と異なる展開も検討すること。

(10) 公益団体等に対する支援について

ア 補助金及び交付金

令和2年度は、原則、全ての補助金が終期を迎えることから、令和2年9月4日付通知「令和3年度予算編成に向けた補助金の見直し及び補助金評価シートの作成について」に基づき、ゼロベースで見直しを行うこと。

イ 負担金

「負担金の見直しにかかるガイドライン（令和2年9月）」に基づき、行政関与の必要性や行政が負担すべき経費の内容を精査し、脱退、廃止、負担金額の削減・一時停止などの見直しを行うこと。また、平成28年度から2年間実施した定期事務査察の結果を踏まえ、負担金事務の適正化を図ること。

ウ 外郭団体への支援

本市の外郭団体が、民間の資金とノウハウを活用し、自らの判断と責任により事業の効率化・経営健全化に取り組むよう、「浜松市外郭団体の設立及び運営に対する関与の基本方針」に基づき、市として必要な関与を実施すること。

(11) 公共施設の管理運営について

ア 公共施設等の計画、更新・改修等

個別施設等の基本構想や基本計画、大規模改修などに要する経費については、事前にアセットマネジメント推進課、公共建築課等と調整・検討のうえ、予算要求すること。

イ 施設修繕等

施設所管課にあつては、不具合箇所の放置などがないよう施設の現状を把握すること。また、定期的な保守点検結果や公共建築課からの指摘、指定管理者からの要望、利用者の声などを踏まえ、必要な経費を算定すること。

(12) 使用料及び手数料等の適正化について

施設の使用料、各種手数料等については、市民負担の公平性の観点から、受益と負担の適正化を図ること。

(13) 公共事業について

建設工事及び建設工事関連業務委託については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月14日改正）」に則り適切な工期設定を定めるとともに、債務負担行為を積極的に活用することで、平準化を前提とした

計画的な執行ができるよう、発注者の責務としての確に予算要求すること。

なお、事業計画策定にあたっては、調達課及び技術監理課より通知される「建設工事及び建設工事関連業務委託の発注見通し作成ガイドライン(令和3年度版)」に留意すること。

(14) 一括発注について

令和2年9月4日発出の財務部長通知「一括契約にかかるガイドラインについて」に基づき、類似業務について部局の内外を問わず、継続して一括発注に取り組み、事務量の軽減やスケールメリットの発現に努めること。

(15) 戦略計画評価レポート等の活用について

戦略計画を核とするPDCAサイクルの評価(CHECK)の一環として作成している戦略計画評価レポート及び政策・事業シートにおける評価結果を踏まえ、事業の廃止を含めて検討すること。